

屋外広告物の更新及び変更許可時の提出書類

		施行前（～R2.9.30）	施行後（R2.10.1～）
提出書類	更新許可	1 屋外広告物更新許可申請書（別記様式第3号） 2 添付する書類 ① 広告物の写真 ② 屋外広告物自己点検結果確認書 ※ 簡易広告物（注）（のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。）を除く。）は、②の提出は不要	1 屋外広告物更新許可申請書（別記様式第3号） 2 添付する書類 ① <u>点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該箇所を撮影したもの）</u> ② <u>屋外広告物安全点検報告書（別記様式第3号の2）</u> ③ <u>点検を行った者が、栃木県屋外広告物条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</u> ※ 簡易広告物は、②・③の提出は不要
	変更許可	1 屋外広告物変更許可申請書（別記様式第4号） 2 添付する書類 ① 図面等（広告物の形状等に関する図面、位置図、平面図等） ② 使用権を証する書面 ③ 管理者の資格を証する書面	1 屋外広告物変更許可申請書（別記様式第4号） 2 添付する書類 ① 図面等（広告物の形状等に関する図面、位置図、平面図等） ② 使用権を証する書面 ③ 管理者の資格を証する書面 ④ <u>点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該箇所を撮影したもの）</u> ⑤ <u>屋外広告物安全点検報告書（別記様式第3号の2）</u> ⑥ <u>点検を行った者が、栃木県屋外広告物条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</u> ※ 簡易広告物は、⑤・⑥の提出は不要

注 簡易広告物…置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕又は車両・船舶に表示される広告物（管理者を要しない広告物等と同等の広告物。）